

修理費用保険 携帯端末修理費用補償特約

< 目 次 >

第1条（用語の定義）
第2条（この特約の適用条件）
第3条（事由の定義）
第4条（損害額の決定）
第5条（保険金の支払額）
第6条（保険金を支払わない場合）
第7条（保険契約の失効）
第8条（保険金支払後の保険契約）
第9条（普通約款の適用除外）
第10条（準用規定）

第1条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
携帯端末	被保険者が所有または使用する携帯電話、スマートフォン、その他これらに類するものをいいます。（注1）
修理可能	携帯端末をメーカー等（注2）で修理した状態をいいます。修理により同等品と交換した場合も含まれます。
修理不能	携帯端末の内部基盤が修復不能な状態のため、携帯端末のメーカー等（注2）での修理が不可能（注3）で、被保険者が別途携帯端末を購入した状態をいいます。

（注1）携帯端末に挿入するSIMカード、メモリーカード、電池パック等および充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品は除きます。

（注2）携帯端末の製造業者、販売業者及び修理業者をいいます。

（注3）携帯端末のメーカー等が携帯端末の状態を確認した結果、修理が不可能と判断し、修理を行わなかった状態をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券等記載の契約対象物が携帯端末の場合に、必ず付帯されます。

第3条（事由の定義）

普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の「偶然な事由」とは、次の（1）から（4）までのいずれかの事由をいいます。

- （1）故障（注）
- （2）盗難
- （3）紛失

(4) 外装破損

(注) 水濡れによる故障を含みます。

第4条 (損害額の決定)

1 携帯端末が故障または外装破損した場合は、被保険者が弊社へ提出する携帯端末のメーカー等が発行する書類(注1)をもとに、弊社が修理可能または修理不能の判定を行い、次のとおり損害額を決定します。

(1) 携帯端末が修理可能な場合の損害額は、被保険者が負担した修理費用(注2)とします。ただし、保険金額を限度とします。

(2) 携帯端末が修理不能な場合の損害額は、携帯端末の保険価額とします。ただし、保険金額を限度とします。

2 携帯端末が盗難または紛失した場合の損害額は、携帯端末の保険価額とします。ただし、保険金額を限度とします。

(注1) 修理領収書、修理見積書、修理完了報告書など、修理内容および修理費用を証明できるもの、または修理不能であることを証明できるものをいいます。

(注2) 携帯端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合は、保証サービス適用後の被保険者負担分となります。

第5条 (保険金の支払額)

弊社は、保険金額を限度として、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

(1) 第4条(損害額の決定)第1項(1)の規定による損害の額 = 損害保険金の額

(2) 第4条(損害額の決定)第1項(2)の規定による損害の額 × 保険証券等記載の縮小割合 = 損害保険金の額

(3) 第4条(損害額の決定)第2項の規定による損害の額

× 保険証券等記載の縮小割合 = 損害保険金の額

第6条 (保険金を支払わない場合)

1 弊社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 第3条(事由の定義)(2)(3)の事由について警察への届出が無い場合。

(2) 盗難が未遂であった場合。

(3) 盗難または紛失した携帯端末が、保険金支払前に発見された場合。

(4) 携帯端末が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合。(携帯電話通信会社で販売した製品または日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く。)

(5) 携帯端末を家族、知人、オークションやフリマサービス等を利用した第三者から購入、譲受した場合。

(6) 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合。(初期不良を含む。)

(7) 携帯端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、

瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由。

（８）すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、携帯端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。

（９）携帯端末を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。

（１０）詐欺、横領によって生じた損害。

（１１）自然の消耗、経年劣化、縮み、変色または変質による損害。

（１２）日本国外で発生した事故による損害。

（１３）携帯端末が故障または外装破損した場合において、被保険者が、携帯端末のメーカー等が発行する書類を、弊社に提出しない場合。

（１４）携帯端末が修理可能にもかかわらず、被保険者が携帯端末を修理しなかった場合。

（１５）携帯端末が修理不能にもかかわらず、被保険者が別途携帯端末を購入しなかった場合。

（１６）修理の際メーカーの修理不能リストに載っている携帯端末、または修復可能な状態にもかかわらず部品が無いことを理由に修理しなかった場合。

２ 弊社は、次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって被った損害に対しては、増加した費用部分の保険金を支払いません。

（１）携帯端末のメーカー等による携帯端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣により、携帯端末の状態が悪化し、修理費用が増加したことによる損害。

（２）携帯端末にかかった、修理費用以外の費用による損害。（見積り取得に関する費用、送料、Apple エクスプレス交換サービス利用料など。）

第7条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合は、その事実が発生した時に保険契約は失効し、普通保険約款別表2の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。ただし、弊社が損害保険金を支払った場合は、保険料を返還しません。

（１）携帯端末の全部が修理不能となった場合。

（２）携帯端末の全部が滅失した場合。

（３）携帯端末の全部が譲渡された場合。

第8条（保険金支払後の保険契約）

１ 弊社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額されません。

２ 弊社が保険金を支払った場合は、被保険者毎に保険金の支払回数を記録します。支払回数は年間1回まで、年間2回まで、制限なしのいずれかとし、保険証券等に記載します。なお、支払回数は、事故日を基準として記録します。

第9条（普通約款の適用除外）

普通保険約款第6条（損害額の決定）、普通保険約款第7条（保険金の支払額）、普通保険約款第18条（保険契約の失効）、普通保険約款第30条（保険金支払後の保険契約）の規定は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。